

論文

# 文物としての隨身魚符と隨身亀符

柿 沼 陽 平<sup>※</sup>

※ 早稲田大学文学学術院

はじめに

I. 隨身符の伝世品と拓本

II. 近年出土した魚符と亀符

III. 近年出土した隨身魚符と隨身亀符

おわりに

## はじめに

隋唐時代には、割符としての「符」が行政上たいへん重要な役割を担った。割符の機能をもつものは当時複数存在したが、そのなかでも魚符と隨身魚符(武周期の場合は亀符と隨身亀符)は、隋唐時代に創始され、そのあと用いられなくなったもので、隋唐時代特有の制度として注目される。それは形状的にも、魚や亀のかたちを摸しためずらしい符である(以下、形状に注目する場合を除き、便宜的に魚符と亀符をあわせて魚符とよび、隨身魚符と隨身亀符をあわせて隨身符とよぶ)。魚符は、それぞれ左符と右符よりなる。一般に、左符は中央官府に保管され、右符は命令遂行者に頒布され、必要なときに左右両方が勘合された。

以上の魚符について布目潮瀨氏は、刻文の内容に即した分類案をしめしている<sup>1)</sup>。すなわち魚符は、銘文の相異にもとづいて発兵符・門符・州符に大別できる。発兵符は、折衝府その他の軍団名が刻まれ、軍旅を起こすのに用いる。兵10人以上を動員する場合には勅書も必要で、魚符の勘合終了後に発兵できた。魚符による発兵制は749年に停止された。門符は、刻文に宮殿の門名があり、宮殿門符・皇城門符・京城門符などがあり、門の開閉に用いる。州符は、刻文に州名があり、州長官交替などに用いる。唐代を通じて使用され、959年に廃止された。以上の魚符とは別に、隨身魚符なるものが存在する。隨身魚符は官人の身分証である。ただし、唐代には「告身」(官人の官職をしめす正式な文書)も存在するので、隨身魚符はとくに日常携行用の身分証明書といえる。以上が布目氏の分類と説明である<sup>2)</sup>。

上記説明によれば、魚符(隨身符を含む)には、発兵許可、開門許可、州の重要業務、身分証明に関

わる機能があったことになるが、これに加えて、西蕃諸国の朝貢時に用いられる場合もある(以下、朝貢魚符)。それは西蕃諸国の使者が持参すべきもので、各国が12種類ずつ保有し、ひとつひとつに族名と数字が刻まれている。朝貢をする場合、朝廷に赴いた時期(1月~12月)にあわせ、それと同じ数字が刻まれた魚符を提出すると、魚符の照合がなされ、朝貢儀礼が執り行われる。最近では朝貢魚符の現物が出土し、初歩的な研究が行われた<sup>3)</sup>。

このように、魚符にはさまざまな役割があった。そのなかでも隨身符は、隋唐独自の制度であり、隋唐時代の特徴を理解する鍵になるものとして大いに注目される。隨身符に関しては、すでにロベール・デ・ロトゥール氏や布目潮瀨氏などの先駆的研究があり<sup>4)</sup>、筆者もその驥尾に附して、隨身符関連の文献史料について、別稿で検討を加える予定である。だがそれとは別に、ここで問題としたいのは、唐代魚符の遺物や拓本が多数現存し、近年とくに各地で魚符の発見例が相次いでいることである。それらには刻文があり、先行研究もあるものの、細部に議論の余地がある。本稿ではそれらに焦点を絞り、文物としての隨身符に検討を加え、その内容を日本の学界に紹介する。そのうえで各隨身符を隋唐史のなかに位置づけてみたい。

## I. 隨身符の伝世品と拓本

魚符や亀符の現物に関しては従来、収集と研究が図られている。その代表作として、清・瞿中溶『集古虎符魚符考』1巻(百一廬金石叢書所収)、清・羅振玉『歷代符牌図録』2巻(於日本、1914年)がある。とくに後者は1916年に増補され、さらに1925年に増補され、子の羅福葆・羅福頤によって拓

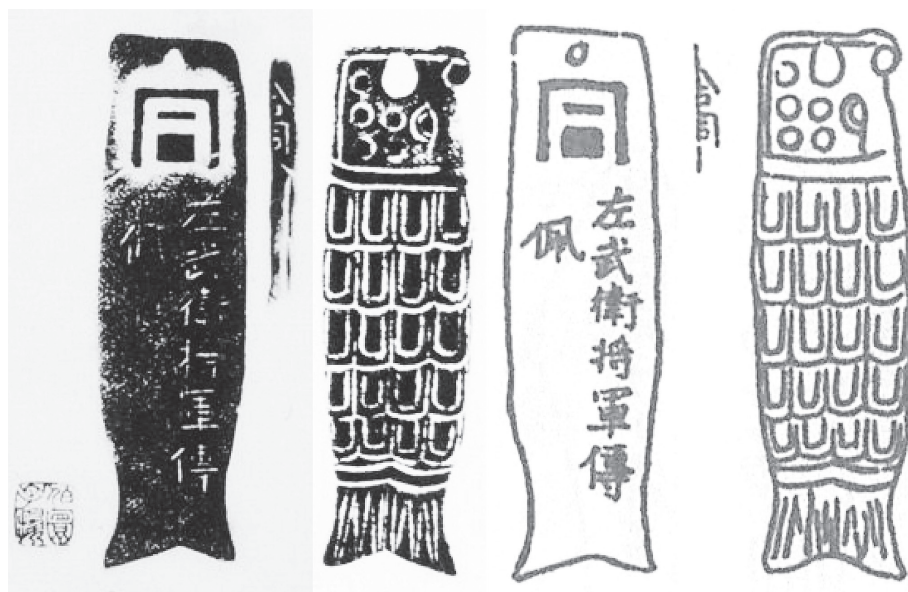


図1. 左武衛將軍傳佩（魚符）

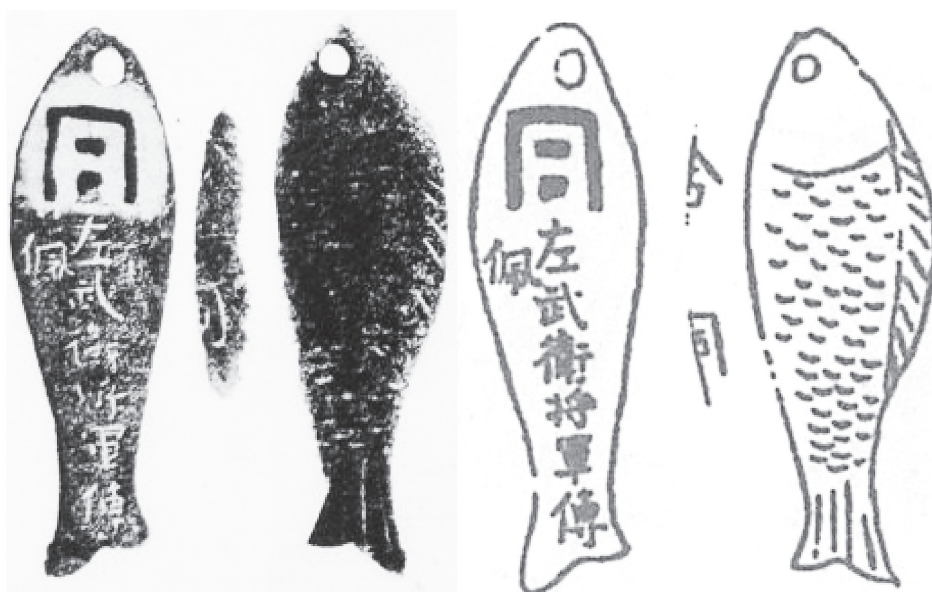


図2. 左武衛將軍傳佩

本が摹写され、羅振玉『増訂歴代符牌図録』2巻・補遺2巻（東方学会影印、1925年）として刊行された。近年では、布目潮風氏が唐代符制について検討し、『増訂歴代符牌図録』所載の唐符拓本計32点に含まれる魚符・亀符の分析を行なった。そして計32点のうち、州符・発兵符・門符の例や、予備用の無銘魚符1例と無銘亀符1例、さらに州符か隨身魚符か判然としない「縉雲……」銘文の魚符1例を除き、以下①～⑩を隨身符の例として挙げている。なお参考までに、羅振玉による拓本と、羅福葆・羅福頤の摹本を図として挙げる。

- ①左武衛將軍傳佩（魚符）（図1）
- ②左武衛將軍傳佩（魚符）（図2）

- ③同州刺史傳佩（魚符）（図3）
- ④朗州傳佩（魚符）（図4）
- ⑤滑州傳佩（魚符）（図5）
- ⑥勝州傳佩（魚符）（図6）
- ⑦還州刺史（魚符）（図7）
- ⑧太子少詹事（魚符）（図8）
- ⑨雲麾將軍行左鷹揚衛翊府中郎將員外置阿伏師爰第一纈大利發（亀符）（図9）
- ⑩左玉鈴衛中郎將員外置索葛達干檜賀（亀符）（図10）

布目氏によれば、①～⑧は姓名の刻まれていない隨身符である。①～⑥所見の「傳佩」の語は、『唐六典』卷八門下省符宝部（後掲）所見の「傳而佩之」に基

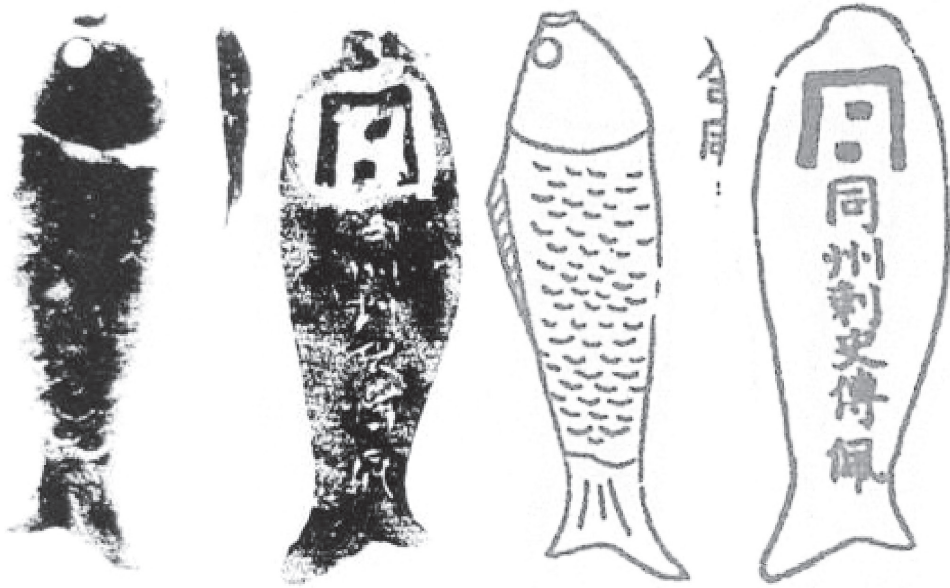


図 3. 同州刺史傳佩 (魚符)

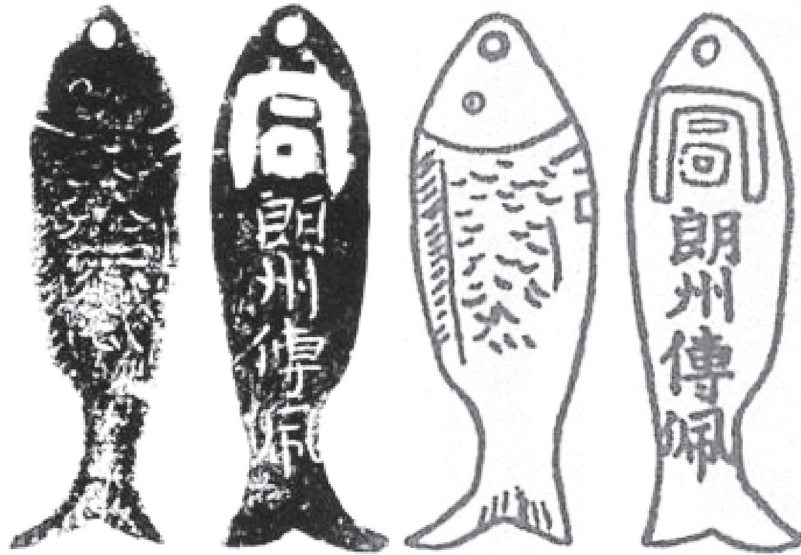


図 4. 朗州傳佩 (魚符)

づくものであり、姓名のない隨身符の特徴である。「朗州傳佩」「滑州傳佩」「勝州傳佩」は「朗州刺史傳佩」「滑州刺史傳佩」「勝州刺史傳佩」の略とみられる。「太子少詹事」「還州刺史」は、「傳佩」の2字を欠くが、やはり本来は「傳佩」の語があるべきものである。一方、⑨⑩は亀符で、突厥の將軍に支給された特別な隨身符である。以上が布目氏の説である。ちなみに呉珊珊・劉玲清氏も、姓名の刻まれていない「傳佩」符を隨身符とする<sup>6)</sup>。

以上の説とは異なり、朱辭氏は、『増訂歴代符牌図録』所載の「某州」「某州傳佩」「某州刺史傳佩」をすべて「易守長」用の魚符(布目氏のいう州符)

とする<sup>7)</sup>。朱辭説に従えば、③～⑦は隨身魚符でないことになる。他方、孟憲実氏は①～⑦を兵符とする。孟氏によれば、魚符と隨身魚符は外見的に相似するのみならず、機能的にも重複するところがあり、隨身魚符は発兵や出使にも用いられた。そして両者は、魚符に添付される「別勅」の内容次第で区別された。よって孟氏は、魚符と隨身魚符を厳密に分類せずに、①～⑦の機能を「兵符」と解していることになる<sup>8)</sup>。

では、結局どの説が妥当か。まず魚符・亀符の伝世品や拓本のうち、隨身符が①～⑩(もしくはその一部)に絞られる点は、衆目の一致するところである。議論が分かれるのは①～⑦で、とくに①～⑥所



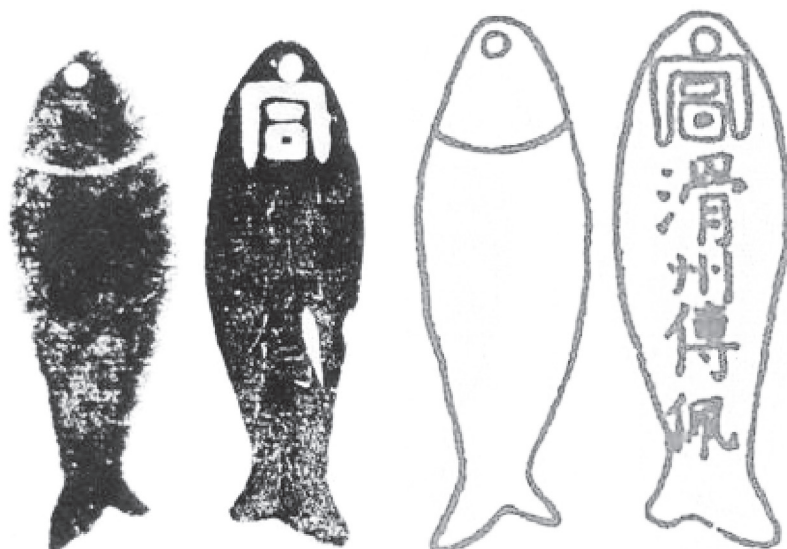


図5. 滑州伝佩（魚符）



図6. 滕州伝佩（魚符）

見の「傳佩」の解釈が鍵のひとつとなる。そこで改めて『唐六典』卷八門下省符宝部をみてみよう。本文料は738年頃に完成した玄宗勅撰書で、安史の乱以前の隨身符について知るには格好の史料である。本文には李林甫らの注があり、以下、『唐六典』の本文を引用するとともに、李林甫注を（ ）内に入れて付記する。

一に銅魚符と曰い、以て軍旅を起し、守長を易うる所なり（兩京留守、若しくは諸州・諸軍・折衝府・諸處の捉兵の鎮守するの所、及び宮總監には、皆な銅魚符を給す）。二に傳符と曰い……三に隨身魚符と曰い、貴賤を明らかにして徵召に應ずる所以なり（親王及び二品已上の散官・京官の文武の職事五品已上・都督・刺史・

大都督府長史・司馬・諸都護・副都護には、並びに隨身魚符を給す）。……魚符の制、王畿の内は左三右一とす。王畿の外は左五右一とす（左は内に在り、右は外に在り、行用の日、第一より首と爲し、後事あらば須らく用い、次を以て之を發し、周りて復た始めるべし）。大事には敕書を兼ね（留守の軍將に替代するもの、及び軍發して後に更めて兵馬を添うるもの、新たに都督・刺史を授くるもの、及び改替して別使を追喚するもの、若しくは禁推〔重罪犯人を拘束して推問する意〕せらるるもの、請假〔官吏が暇を申し出る意〕して敕許せらるるもの、及び別敕ありて解任せらるる者には、皆な須らく敕書を得べし）。小事は但だ符の函封するを降し、



图 7. 還州刺史 (魚符)



图 8. 太子少詹事 (魚符)

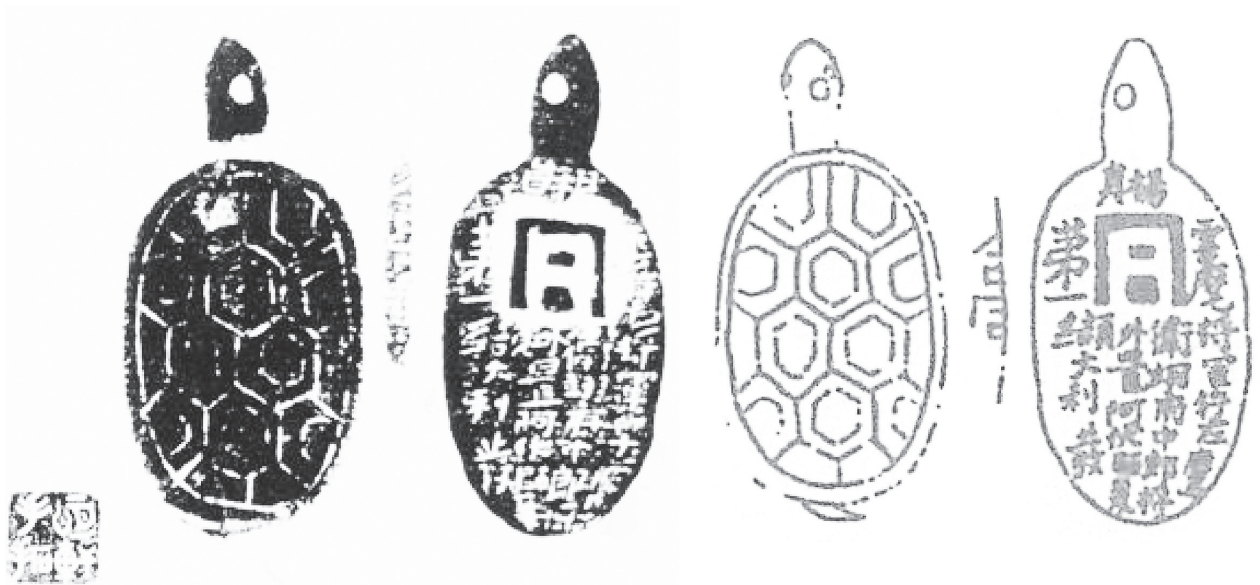


图 9. 雲麾將軍行左鷹揚衛翊府中郎將員外置阿伏師爰第一纘大利發 (龜符)

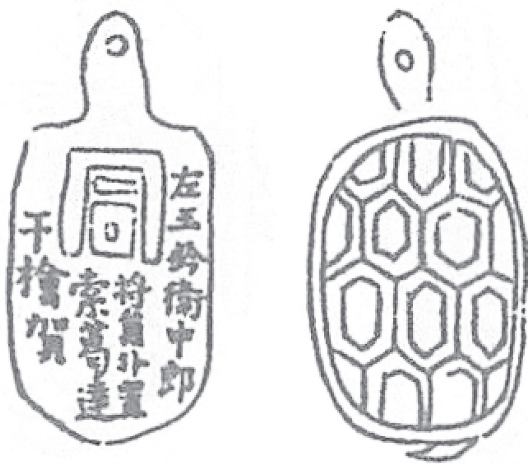


图 10 右玉鈴衛中郎將員外置索葛達干檜賀 (龜符)

使を遣わして合して之を行なう（應に魚符を用いて下に行なうべき者は、尚書省は敕牒を録し、門下省は請を奏し、仍りて預め官を遣わして、門下に就いて對封するを典らしめ、封内に敕符を連ね寫し、左魚と函を同じうして封じ、上に門下省の印を用う。若し右符を追わば、函に盛りて封印するも亦た此れに準ず）。……隨身魚符の制、左二右一とす。太子は玉を以てし、親王は金を以てし、庶官は銅を以てし（隨身魚符は皆な題に某位姓名を云う。其の官、只だ一員有る者は、姓名を著わすを須いず。即し官名、曹司と共に同じ者あらば、一員と雖も亦た姓名を著わす。隨身するは、仍りて姓名を著わし、並びに袋を以て盛る。其の袋は、三品已上は飾るに金を以てし、五品已上は飾るに銀を以てし、六品已下の守五品已上は魚を佩びず。若し家に在りて時に非ず、及び出使して別勅ありて檢校に召され、並びに兵を領して外に在りて別に符契を給せられず、若し須らく處分を迴改すべき者あらば、符の同じきを勘べ、然る後に承けて用う）、佩びて以て飾りと爲す。姓名を刻する者は官を去りて焉を納る。刻せざる者は傳えて之を佩ぶ（若し傳えて魚を佩ぶるときは、皆な須らく遞いに相い付し、十日の内に禮部に申報すべし）。木契の制は……。

本史料は前後にさらに文があり、それらは唐代符制の骨子をしめす。文全体をみると、まず「一曰銅魚符」「二曰傳符」……の形で、各種符契の定義がしめされ、各文末に李林甫注がある。そのあとに各種符契の詳細な説明が付加され、その説明の順番は「一曰銅魚符」「二曰傳符」……と同じである。類似の文は『旧唐書』卷43 職官2 符宝郎条や『新唐書』卷24 車服志にもみえ、相互検証の素材としうる。<sup>10)</sup>

ここで問題とすべきは、布目氏が本史料の波線部分に注目し、隨身符のなかには姓名のないものもあるとし、①～⑥をその実例としている点である。既述のとおり、朱辭氏や孟憲実氏はこれとべつの見解を有するが、確たる論拠を提示しているわけではない。すると上記史料の波線部分こそ唯一の手がかりとなり、それはたしかに隨身符に関する記載である。ただし、上記史料によれば、隨身魚符は地方勤務者（都督・刺史・大都督府長史・司馬・諸都護・副都護）にも支給され、部分的に魚符（≠隨身符）の支給者と重複し、これが混乱を招いている。そこで魚符（≠

隨身符）の支給対象者を調べると、上記史料のほかに、『新唐書』車服志に、

初め高祖、長安に入るや、隋の竹使符を罷め、銀菟符を班し、其の後、改めて銅魚符を爲し、以て軍旅を起し、守長を易う。京都の留守、折衝府・捉兵鎮守の所、及び左右金吾・宮苑總監・牧監には皆な之を給す。……宮殿門・城門には、交魚符・巡魚符を給す。左廂・右廂には開門符・閉門符を給す。……蕃國にも亦た之を給す……<sup>11)</sup>。

とあり、上記史料をふまえると、魚符（≠隨身符）の支給対象者は以下ようになる。

- (A) 兩京留守（もしくは京都留守）
- (B) 諸州・諸軍・折衝府・諸処の捉兵の鎮守するの所など。
- (C) 宮總監（もしくは左右金吾衛・宮苑總監・牧監）
- (D) 宮殿門・城門・左廂・右廂
- (E) 蕃國

これに加えて、前掲『唐六典』李林甫注によれば、留守の軍將を交替する場合、軍隊発動後に兵馬を追加する場合、軍隊発動後に都督・刺史を追加で任命する場合、使者派遣後に別の使者を派遣する場合、重罪犯人を拘束して推問する場合、官吏が暇を申し出し、それを敕許する場合、任官者を勅命によって解任する場合にも、それぞれ魚符（≠隨身符）と勅書が下された。これらは特殊具体的状況を説明したもので、その受給対象者は前掲（A）～（E）の受給対象者に含まれると考えられる。

このように、魚符（≠隨身符）の受給者はさまざまである。前掲『唐六典』の波線部分にみえるように、隨身符には、氏名の刻まれたものと、そうでないものが并存し、とくに後者は、魚符（發兵符や州符）と同じく、個々人の氏名が刻まれず、しかも両者の受給者は重複する。ここに両者が混同される一因がある。

そこで注目すべきは、前掲『唐六典』の李林甫注に「行用の日、第一より首と爲し、後事あらば須らく用い、次を以て之を發し、周りて復た始めるべし」とあることである。これによれば、魚符（≠隨身符）には「第一」をはじめとする番号が刻字されているはずである。するとこれこそ魚符と隨身符を分ける鍵となるであろう。<sup>12)</sup> すなわち、刻文に「第一」などの番号がある場合は、すべて魚符（≠隨身符）と解



されるのである。もっとも、門符のなかには、交魚符・巡魚符や、開門符・閉門符のように、対をなすものがあり、これらは安全上の理由から、一組ずつしか発行されなかったようであり、実際に門符の伝世品の刻文には番号表記がない。しかし、それ以外の魚符（≠隨身符）には基本的に番号がある。よって、刻文に番号があれば、それは少なくとも隨身符ではえないと考えられるのである。

以上の基準によれば、結果的に布目氏の分類が妥当であろう。つまり前掲①～⑩はいずれも番号がなく、隨身符の可能性が高い。逆に、それ以外の伝世品の刻文には番号があるものが多く、それらは隨身符ではありえないのである。もっとも、前掲①～⑩を隨身符だと確言するには、もうひとつクリアせねばならない条件がある。すなわち、①～⑩の受給者をみると、左武衛將軍・州刺史・太子少詹事・雲麾將軍行鷹揚衛翊府中郎將員外置・右玉鈴衛中郎將員外置に絞られる。別稿で論ずるように、武周期以前の隨身符は、原則的に五品以上の高位高官にのみ支給されたが、①～⑩の受給者はその原則と合致するものであろうか。

そこで個別に検討すると、まず文献によれば、州刺史（五品以上）には垂拱2年（686年）正月以後、隨身符が支給されている。よって686年以降であれば、州刺史が隨身符を所有していてもおかしくはない。太子少詹事は正四品上の職事官で、唐代初期以来、隨身符の受給資格を満たしている。また「武衛將軍」「雲麾將軍行鷹揚衛翊府中郎將員外置」「右玉鈴衛中郎將員外置」に関しては、唐代軍事制度を概観したうえで、その意味内容を検証する必要がある。すなわち、唐代前期の軍隊は、北衛と南衛よりなる。北衛は、都城宮城区の北方禁苑に拠点<sup>13)</sup>を置く皇帝近衛兵で、太宗期以降に新設された。南衛は、京師に置かれた十六衛の國家軍をさし、うち十二衛には各衛が分掌する折衝府から兵が供給された（左右千牛衛・左右監門衛は折衝府をもたない）。折衝府は京畿を中心に全国に約600箇所あり、上府・中府・下府の別があり、各々千人単位から数百人単位の兵を擁する<sup>14)</sup>。各折衝府には、折衝都尉から隊副に至るまで、定員として61人<sup>15)</sup>づつの流内文武官（正四品上～従九品下）が置かれた。折衝府の兵は交代で上番し、京師の警備にあたった。京師には十六衛のほかに六率府と称される軍隊もあり、こちらは十六衛を模して作られた皇太子の軍隊である。各率府には率・副

率以下の官員がおり、各率府の兵は各々数箇所の折衝府から交替で上番してくるものである。十二衛六率府のうち、左右衛と左右衛率府には親府・勳府・翊府が、左右驍衛・左右武衛・左右威衛・左右軍衛・左右金吾衛には翊府が設けられていた。親府・勳府・翊府は「三衛」（定員は5000名程度）とも総称され、恩蔭で入仕する良家子弟用の「特別選抜コース」で、そこから流内官に昇進できるエリートコースであった。三衛を率いるのは中郎將（正四品下）である。親衛・勳衛・翊衛は各々正七品上、従七品上、正八品上であるが、あくまで正式な任官前の職位というべきで、『通典』巻40でも流内職事官や散官とは区別され、「職掌人」に数えられている<sup>16)</sup>。以上の唐代軍事制度をふまえると、①②の「武衛」は十二衛のひとつで、隋代には「武衛府」、光宅年間（684年）以後は「鷹揚衛」、神龍元年（705）以後は「武衛」とよばれた<sup>17)</sup>。また①②は魚符で、武周期のものではない。よって①②は705年以後のものである。武衛將軍は在京従三品官で、隨身符の受給資格を満たしている。ちなみに開元27年（739年）の「右武衛將軍柳公神道碑」をみると、実際に「守右武衛將軍上柱國」に「紫金魚袋」（紫服、金魚袋、隨身魚符）を与えた事例がある<sup>18)</sup>。

以上の隨身魚符とは異なり、⑨は隨身龜符で、武周期のものである。その刻文に「雲麾將軍行左鷹揚衛翊府中郎將員外置」とあり、「雲麾將軍」は従三品の武散官である。当時、散官だけを保有する者は、基本的に隨身符の支給対象にならない。だが⑨では刻文に「行左鷹揚衛……」の語が続いており、これが保有者の実職と解される。先述したように、鷹揚衛は十二衛のひとつで、684～705年に「鷹揚衛」とよばれ、それ以後は「武衛」とよばれた。そのもとに「翊府」があり、その統率者が中郎將で、正四品下をもち、隨身符の支給範囲に入る。かくして⑨は隨身符と解され、「阿伏師」以下はその受給者の名前であろう。もっとも、羅振玉は本龜符を「武周雲麾將軍阿伏師奚纘大利發龜符」と命名し、「阿伏師奚纘大利發」を受給者名とみているようである。また『龍壁山房詩草』巻12庚申集詩「武周隨身龜符拓本」注に「阿伏師受纘大利發第一」に作る。他方、布目氏は「阿伏師奚纘大利發第一」と釈し、「纘大利發」を「突厥支配下の部・氏族の族長」とし、「第一」を「中央に二個あるうちの第一」とする<sup>20)</sup>。さらに孟憲実氏は「阿伏師出第一綺大利」に作る<sup>21)</sup>。この

ように、「阿伏師」以下の釈文に関しては諸説ある。だが私見では「阿伏師<sup>22)</sup>第一纈大利發」に作るのが妥当である。「阿伏<sup>22)</sup>」は鮮卑族の氏族名（もしくはその一部）とおぼしい。また刻文に「第一」の語が含まれ、一見すると、発兵符や州符に付される番号のごとくであるが、「阿伏師<sup>22)</sup>第一纈大利發」の「第一」は、名前の一部、もしくは称号の一部と解すべきである。また「纈大利發」は「頡利發 (iltäbäl)」をさすようである。最後に、⑩所見の「左玉鈴衛中郎將」の「玉鈴衛」は十二衛のひとつで、龍朔2年(662年)に「左領軍」から「左戎衛」に更名され、のちに「左領軍衛」に戻り、光宅元年(684年)に「左玉鈴衛」に更名され<sup>24)</sup>、神龍年間(705-707年)以後にさらに「左領軍衛」に更名された<sup>25)</sup>。⑩は隨身亀符で、上記の衛の名称とも符合し、690~705年のものである。玉鈴衛の中郎將とは、玉鈴衛翊府中郎將以外にありえず、ゆえに⑩の刻文には「翊府」の2字が省略されており、正式には玉鈴衛翊府中郎將員外置の亀符で、前掲の鷹揚衛翊府中郎將と同じく、正四品下に位置づけられると考えられる。以上、①~⑩の刻文の書式と内容を検討した結果、それらはみな隨身符であると結論づけられる。

## II. 近年出土した魚符と亀符

以上の伝世品に加え、近年さらに以下の符が各地で発見されている。つぎにこれらの文物の詳細について検討し、そのなかから隨身符の事例を抽出したい。ただしそのためには、全事例に検討を加え、それらの歴史的意義を闡明し、魚符と隨身魚符、亀符と隨身亀符を各々弁別せねばならない。

- ⑪貞元十一年鐵利蕃乞土夏（魚符）（図11）
- ⑫右豹韜衛<sup>26)</sup>懸泉府第二（魚符）
- ⑬同均府左領軍衛（魚符）
- ⑭右領軍衛道渠府第五（魚符）（図12）
- ⑮九仙門外右神策軍（魚符）（図13）
- ⑯突騎施國第三（魚符）（図14）
- ⑰司馭少卿崔萬石（魚符）（図15）
- ⑱左驍衛將軍聶利計（魚符）（図16）
- ⑲中郎<sup>27)</sup>莫遂州長史合蠟（魚符）（図17）
- ⑳右玉鈴衛將軍員外置<sup>28)</sup>阿史那伽利支（魚符）（図18）
- ㉑左豹韜衛翊府右郎將員外置石沙陁（魚符）（図19）

- ㉒左武威衛翊府中郎將員外置颯支達干（亀符）（図20）

後述するように、これらは唐代の符と解される。その詳細を順番にみてみよう。本節ではまず⑪~⑱について検討する。

⑪は、近年ロシア・ウラジオストク近郊のナホトカ遺跡から出土した符で、2013年6月にベリャエフとシドロヴィチが初歩的検討を加えている。それによると、これは縦6.2cm、横2cm、厚さ0.4cm、重さ35g程度の唐代の青銅符で、特異な形状をしており、鉄利（鉄利韃韃）の族長に与えられた。刻文中の「貞元十一年」は、唐の貞元11年(795年)と解釈するほかない<sup>26)</sup>。だが当該遺物は、形状が魚や亀でなく、表面も金色で、年号も特記されているなど、唐符一般と異なる特徴をもち、他の魚符・亀符と同列に論じることはできない。

⑫は、2016年に朱澐氏が寧夏吳忠市同心県で西夏時代の窖藏銭を調査したさい、現地で出土した青銅魚符（左側）で、魚腹部に「合同」と刻まれ、断面部には凸形の「同」字がある。朱澐氏によれば、その尾部は破損し、頭部には穴がある。残存部分の長さは4.3cm、幅1.6cm、厚さ0.5cm、重さ14.5gである。刻文によれば、右豹韜衛の懸泉府の符である。豹韜



図11. 貞元十一年鐵利蕃乞土夏（魚符）



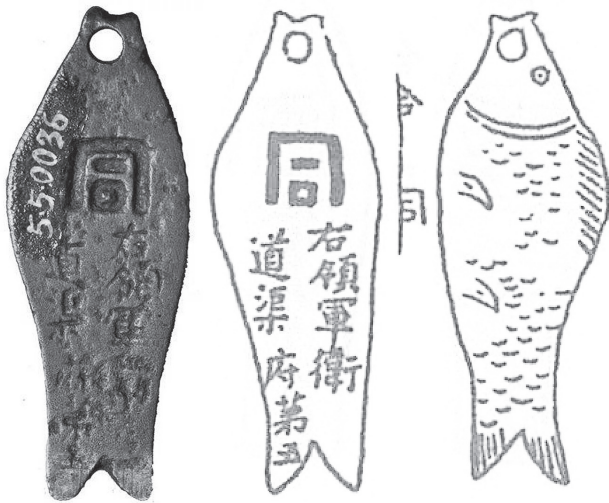


图 12. 右領軍衛道渠府第五 (魚符)



图 14. 突騎施國第三 (魚符)



图 13. 九仙門外右神策軍 (魚符)

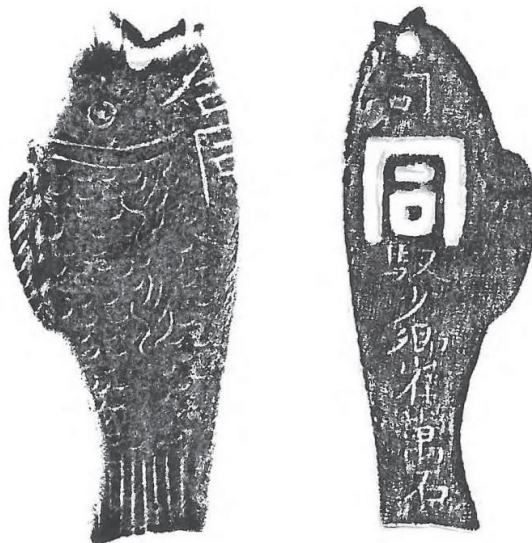


图 15. 司馭少卿崔萬石 (魚符)



図 16. 左驍衛將軍聶利計（魚符）



図 17. 中郎霽莫遂州長史合蠟（魚符）



図 18. 右玉鈴衛將軍員外置阿史那伽利支（亀符）

衛は光宅元年（684年）から神龍元年（705年）まで存在した衛名で、魚符は690-705年に亀符となるので、本魚符は684-690年のもので、刻文の形式から、「起軍旅」用の符（つまり発兵符）と解される。<sup>27)</sup>以上が朱澹氏の説である。ともかく刻文に「第二」という番号があるので、本稿第一節によれば、隨身魚符でない。ちなみに朱澹氏がいうように、刻文中の「豹韜衛」は、隋代には屯衛、龍朔年間（661-663年）以後は威衛、光宅年間（684年）以後は豹韜衛、神龍年間（705-707年）以後は威衛とよばれ、<sup>28)</sup>いわゆる十二衛のひとつで、本魚符は684-690年のものであり、懸泉府は豹韜衛所属の折衝府のひとつであっ

たと考えられる。懸泉府の具体的所在は不明であるが、敦煌の東方にある懸泉と関わるものであろうか。それとも、府の命名は概して自然環境を勘案したもののゆえ、寧夏吳忠市同心県付近の泉の湧き出る場所に官衛があったのか。ちなみに現在の寧夏吳忠市付近は、唐代には靈武郡（742～759年）や靈州（618～742年、758～907年）とよばれ、南は長安、東は太原、西は河西通廊、北は北河に繋がる交通の要衝であった。<sup>29)</sup>当地の付近は、唐代初期に匈奴の別種（費也頭）<sup>30)</sup>がおり、咸亨元年（670年）には吐谷渾の殘党が拠点<sup>30)</sup>を置き、延載元年（694年）や神龍2年（706年）<sup>31)</sup>に突厥が攻めこんでくるなど、諸種族が混在・





図 19. 左豹韜衛翊府右郎將員外置石沙陁  
(阿克・ベシム魚符)



図 20. 左武威衛翊府中郎將員外置颯支達干  
(内モンゴル魚符)

紛争を繰り広げたことでも知られる。開元2年(714年)前後にはとくに唐と異種族の抗争が激しく、「靈武鎮軍」などでは対異種族の軍功によって、多くの軍人に隨身魚符袋が支給された<sup>32)</sup>。⑫は、かかる状況下で用いられた発兵符であり、当時頻繁に用いられた重要な魚符であったと推測される。

⑬は、馬志得氏によれば、長安城清思殿遺跡から出土した青銅製魚符で、門符と解される。清思殿は敬宗(在位824-827年)が建てた宮殿である。敬宗はよく神策軍の侍衛を率いて狩猟や打球遊戯をしており、彼らが清思殿の出入に用いたものかもしれない<sup>33)</sup>。以上が馬氏の説である。管見のかぎり、当該魚符の写真は見当たらない。ともかく刻文には「同均府左領軍衛」とあり、「第一」等の番号がなく、一見したかぎりでは魚符と隨身魚符のどちらか判断し難い。そこで注目すべきは、羅振玉『增訂歷代符牌図録』所収の伝世魚符のなかに「右領軍衛道渠符第五」「右武衛和川府第三」の例があることで、番号があり、魚符(≠隨身魚符)と解される。布目氏はこれらを発兵符に分類している。これらの書式は、番号がない点を除き、⑬の刻文と同じである。それらをふまえると、⑬は「同均府」(所在不明)に駐留する「左領軍衛」の意であろう。唐代折衝府の設置場所や地名に関しては、勞経原・勞格『唐折衝府考』4巻、羅振玉『唐折衝府考補』1巻、羅振玉『唐折衝府考補拾遺』1巻、谷霽光『唐折衝府考校補』1巻などの古典的研究があり、道府名の判明している折衝府581、不明の折衝府49の存在が知られるが、

「同均府」の府名は登場しない。『西安碑林全集』第76巻所載の武周長寿2年「王感墓誌」に「唐右武威衛定遠將軍洞均府都尉・上柱國」とあり、そこにみえる「洞均府」は「同均府」の繁文かもしれないが、いずれにせよ具体的な所在地は不明である。「左領軍衛」に関しては、まず隋代に「左領軍」が存在し、「十二衛大將軍」の一人が率いた<sup>34)</sup>。武徳7年(624年)には「十四衛府」のひとつに数えられ、龍朔2年(662年)には「左領軍」から「左戎衛」に更名された<sup>35)</sup>。そののち「左領軍衛」に戻り、光宅元年(684年)に「左玉鈴衛」とされ<sup>36)</sup>、神龍年間(705-707年)後にさらに「左領軍衛」に戻った<sup>37)</sup>。現に、神龍年間以後の墓誌にも「左領軍衛」の語が散見する。よって「左領軍衛」の語をふくむ本魚符が武周期以後のものである点は動かない。これより、⑬は「同均府」に勤める左領軍衛と関係するものと考えられる。その魚符が清思殿で発見された理由は、当該魚符が何らかの理由で中央政府に回収されたため(左符の場合)、もしくは本来中央政府の保管部分であったためであろう(右符の場合)。本魚符には「第一」等の番号がないが、刻文の「同均府左領軍衛」だけでは個人の特定には至らないので、隨身魚符ではあるまい。馬志得氏は、本魚符の出土地が清思殿遺跡であることから、本魚符を敬宗期(824-827年)のものとし、刻文研究とは別の角度から、本魚符の年代を絞り込んでいる。そこで敬宗期前後の時代背景をみると、792年にすでに「右領軍大將軍」は散官化しており<sup>38)</sup>、それと対をなす左領軍大將軍も同様であったろう。



だが憲宗元和14年（819年）の「唐故左領軍衛太原豊州府折衝都尉員外王府君墓誌銘并序」によれば、左領軍衛はなお折衝府都尉員外などがおり、左領軍衛に人員がいなかったわけではない。⑬は彼らのための発兵符であろう。

⑭は、李晶氏によると、1982年に済南市文物店で購入され、現在済南市博物館に収蔵されている魚符（右側）で、「易守長」用の符（本稿でいう州符）であるという<sup>39)</sup>。周曉薇氏によれば、『西安碑林全集』第87巻所載の開成元年「司馬倬墓志」に「左神武軍副将兼押衛・陪戎副尉・守右領軍衛京兆道渠府右果毅都尉」の語がみえ、開成元年（836年）時点で道渠府は京兆に属したとわかる<sup>40)</sup>。もっとも、魚符の写真をみる限り、魚符腹部に「合同」や「同」の字がなく、他の隨身魚符の事例と異なるため、その真贋問題にはなお慎重さが求められる。また刻文をみる限り、「易守長」用の符でなく、「起軍旅」用の符（つまり発兵符）と解すべきであろう。いずれにせよ刻文に「第五」とあるので、隨身魚符ではあるまい。羅振玉『増訂歴代符牌図録』に「右領軍衛道渠府第五」の左符が収録されており、相互の關係に注目される。

⑮は、李莉氏によれば、山東省東営市広鏡県第3次全国文物普查小組による調査でみつかかり、山東省東営市歴史博物館に所蔵されている魚符である。青銅製で、長さ5.1cm、幅1.8cmであり、頭部に穴がある。上部に「同」と凸刻され、「九仙門外右神策軍」と凹刻され、兵符とみられる<sup>41)</sup>。私見では、羅振玉『増訂歴代符牌図録』に同一刻文の魚符が収録され、「同」字が凸刻で、外観や刻文の配列も合致することから、同一物と考えられる<sup>42)</sup>。刻文に番号がなく、隨身魚符の可能性も一見皆無でないが、「右神策軍」だけでは個人を特定できないので、魚符（≠隨身符）であろう。刻文には「門」字が含まれるが、本魚符は精確には「九仙門外」にいる「右神策軍」のものであって、門符とは即断できない。神策軍は754年以降に成立した軍隊で、763年に吐蕃が長安を陥し、従来の禁軍が壊滅すると、新たに禁軍の地位を占めた。刻文に「九仙門外右神策軍」とある以上、本魚符は京師の九仙門外に駐屯していた禁軍としての神策軍のもので、発兵符と門符の両方の可能性があり、763年以降のものと考えられる。

⑯は、2011年7月にキルギスのアク・ベシム遺跡周辺で発見された唐代青銅魚符で、ベリヤエフとシ

ドロヴィチによる研究がある。それによると、魚符の側面には「合同」の2字があり、平面部には凹部に「同」字が施され、さらに「突騎施國第三」との刻文がある。また、武周期（690-705年）は魚符でなく龜符である点や、唐と突騎施の關係を考慮した結果、本符を717-748年に使用された可能性の高いものとする<sup>43)</sup>。本稿の分類によれば、これは朝貢魚符の例である。朝貢魚符に関しては現在、『唐会要』卷100雜録所引「故事」、『新唐書』卷24車服志、『玉海』卷85所引『唐会要』、『大学衍義補』卷90璽節之制などに関連史料がみえるほか、ベリヤエフ・シドロヴィチ論文所引の『太平寰宇記』卷200四夷27北狄12故事があり、近年新たに『諸道勘文』神鏡事「神鏡勘文」所引『唐曆』の存在も知られるようになった<sup>44)</sup>。それらをみると、西蕃諸国は第一から第十二までの番号の朝貢魚符をそれぞれ支給され、朝貢の使者は朝貢月に応じた番号の朝貢魚符を持参すべきであった。朝貢の使者は京師に到着すると、鴻臚客館（いわゆる迎賓館。778年以降は礼賓院も加わる）に宿泊し、そばにある鴻臚寺（外国使節接待官署）が使者の応対を掌った<sup>45)</sup>。おそらくこの段階以前に、朝貢魚符の勘合が行われ、問題がなければ「常禮」が行われる<sup>47)</sup>。「常禮」とは、『大唐開元礼』所見の「蕃主来朝遣使迎勞」（来朝を歓迎・慰勞する儀式）、「皇帝遣使戒蕃主見日」（謁見日を伝達する儀式）、「蕃主奉見」（外国元首の皇帝謁見儀式）、「皇帝受蕃使表及幣」（外国使節の皇帝謁見儀式）、「皇帝宴蕃國主」（外国元首との宴会儀式）、「皇帝宴蕃国使」（外国使節との宴会儀式）で、来朝者が蕃主か蕃国使かに応じて、上記のいずれかの「禮」を実行したとみられる<sup>48)</sup>。上記六礼の式次第によれば、儀式には符宝郎が参加して「寶」を奉ることになっており、符宝郎は朝貢魚符の管理者ゆえ、一見、儀式当日に朝貢魚符の勘合を行なったかのごとくである。だが儀式当日に符宝郎は「寶」をもつと明記され、それは皇帝の璽で、それ以外の「符契」を持ったとはされていない。また、かりにこの時点で朝貢魚符の勘合が未了であれば、そもそも「常礼」の実施はできず、式次第に矛盾をきたす。それゆえ西蕃諸国の朝貢使節は、入境から鴻臚客館滞在のあいだに、すでに朝貢魚符の勘合を済ませていたと考えられる。この点に関して榎本淳一氏は「銅魚符が辺関で用いられた明証はないが、蕃客としての礼遇は入国直後から始まるのであり、入国時に判断する必要があることから辺関

で用いたと考えるのが一番自然<sup>49)</sup>とし、筆者もこの見解が妥当と考える。ちなみに⑩の年代に関しては、以下のように推測しうる。すなわち本符は、魚符ゆえ、705年以後のものである。また関連史料によれば、開元16年(728年)11月5日に鴻臚卿は、突騎施の反乱で「蕃國銅魚」の多くが散佚したとし、朝貢魚符を再発行すべきだと上奏しており、西蕃諸国には本来728年以前にすでに朝貢魚符が与えられていた。さらに⑩の出土したアク・ベシム遺跡は唐代碎葉鎮で、そこは703年以来、突騎施の実質的支配下にあり、719年に完全に唐の行政区画でなくなった。そのうち突騎施は、碎葉付近の草原地帯を拠点とし続けた。碎葉鎮からは突騎施銭が出土し、突騎施の拠点自体が碎葉鎮城外にある期間も、碎葉鎮に影響を及ぼしていたことが知られる。だが遊牧生活に不便ゆえ、719年以降も突騎施の可汗が碎葉鎮城内に定住し続けたとは考えにくい<sup>51)</sup>。そうすると本魚符の年代は705-719年の可能性が高いのではないか。

以上本節では、近年出土した魚符・亀符のうち、⑪～⑬について検討した。その結果、それらはどれも魚符・亀符(≠隨身符)の事例であることが判明した。

### Ⅲ. 近年出土した隨身魚符と隨身亀符

つぎに第3節では、⑭～⑯について検討する。⑭～⑯は、個人の官名と姓名が刻まれ、まさしく隨身符と解される。

⑭は、2008年に洛陽で発見された魚符である。簡報によれば、洛陽市文物考古研究院が2008年に洛陽市洛南新区の基礎工事にあわせて香山路南部・厚載門街東部を調査したところ、唐代墓がみつき、すでに盗掘され、他の副葬品はみえず、当該魚符(右側)だけが残されていた。現在は濱州市博物館に収蔵されている。長さ4.9cm、幅1.8cmで、平面部に「司馭少卿崔萬石」、魚腹部に「合同」と陰刻されている。「崔萬石」は個人の姓名である。姓名がある以上、本遺物は隨身魚符である。「司馭少卿」は龍朔～光宅期(661-684年)に存在した官名で、従四品官である。よってこれは661～684年の従四品官の隨身魚符である<sup>53)</sup>。以上が簡報の説明である。おりしも近年、孟憲実氏によって崔萬石墓誌の研究が進められ、崔萬石が666年に封禅儀礼に関与したこと、666-668年の高句麗遠征で活躍したこと、そのあとに司馭少卿

(従四品官)に昇進し、さらに司宰少卿(従四品官)や歙州刺史(前任者は王大礼で、669年2月に死亡)に転じたこと、674年8月11日に亡くなったことが裏づけられた。「崔萬石」墓誌自体はすでに2007年時点で拓本が得られており、その真偽に疑問が呈されていたが、2008年に崔萬石墓が発見され、その詳細が判明したため、拓本も本物とされるに至った。崔萬石の最終官歴は歙州刺史であるが、当時地方官は隨身魚符をもてない。すると歙州刺史以前の官歴は司宰少卿となるが、崔萬石墓からは「司馭少卿」の隨身魚符が出土した。当時の隨身魚符は五品官以上に与えられるべきもので、司宰少卿も司馭少卿もその規定を満たしており、かつ隨身魚符を与えられた者は、死後もそれを返却する必要がないので、崔萬石墓から隨身魚符が出土するのはおかしくない。だが司宰少卿でなく司馭少卿の隨身魚符が出土したのは疑問で、孟憲実氏は2つの仮説を提示している。第一に、司馭少卿・司宰少卿・歙州刺史の転任時間が短く、崔萬石はすぐに地方の歙州刺史に転出し、まもなく亡くなったため、処理が遅れ、死後に回収する必要もなくなった。第二に、670年12月に百官の名称を662年以前のものに戻したため、旧称を含む本魚符の回収が不要となった。孟憲実氏は以上の検討をふまえて、本隨身魚符を668-670年に機能したものと結論づけている。ほぼ妥当な見解である。ちなみに近年発見された「崔上尊墓誌」(723年帰葬)には「夫人号上尊、姓崔氏、博陵安平人也。曾祖曠、周聽騎大將軍・武康郡公。祖奕、散騎常侍。父萬萬、歙州刺史」とあり、崔萬石の最終官歴が歙州刺史である点等々が裏づけられる。パトリシア・イブリー氏以来の博陵崔氏の研究に、一石を投じるものとなるであろう<sup>55)</sup>。

⑮は、ロシアのウラジオストク近郊にあるニコラエフカ都市遺跡から1980年代に出土した魚符で、左驍衛將軍の聶利計の隨身魚符(右符)である。別稿でのべたように、筆者は2019年8月に、ロシア科学アカデミー極東支部付属考古博物館のユーリ・ニキティン館長のご協力を得て、本魚符を実見調査した<sup>57)</sup>。シャフクノフによれば、ニコラエフカ都市遺跡は、石器時代以来の文化遺存よりなり、渤海王国(698-926年)には城塞化され、12世紀には女真人に強化された。当該魚符は長さ5.6cm、幅1.8cm、厚さ0.5cm程度で、魚腹部に「合同」と刻まれ、平面部に「左驍衛將軍聶利計」との刻文があり、「左符」である。



当地を支配した歴代の人びとをみると、契丹に関しては、黄金の符は作ったが、青銅の符は作っていない。女真に関しては、沙伊金女真遺跡から青銅魚形装飾物が出土しているが、形状的に当該魚符とまったく異なる。むしろ本魚符は見たところ唐代のものである。ただし、刻文にみえる「聶利計」の「計」は、渤海靺鞨族首領の漢字名によくみえ、「可婁計」「勃施計」「味勃計」「煙夫須計」「公伯計」「聿棄計」などの例が知られる。また「左驍衛將軍」の官名は唐にも渤海にも登場する。よって本魚符は8～9世紀における唐の魚符、もしくは同時期に渤海王国側が唐制を摸して鑄造した魚符で、当地の軍事長官のものと考えられる<sup>58)</sup>。以上のシャフクノフ説に対して、姚玉成氏は以下のように批判する。すなわち、渤海は「左右驍衛」を「左右熊衛」や「左右罽衛」と称した。遼の魚符は黄金製で、青銅製でない。金には「左右驍衛」の称号がない。よってこれは唐代か五代の隨身魚符（左符でなく右符）である。『旧唐書』職官志や『新唐書』百官志によれば、「左驍衛」の称号は龍朔2年（662年）～光宅元年（684年）、もしくは神龍元年（705年）以後のものである。庶官による隨身魚符の終身携帯が許可されたのは開元9年である。本魚符はロシア領で出土した。よって本魚符は、開元9年以後に現地で亡くなった聶利計なる人物の隨身符ではないか。加えて、シャフクノフは聶利計を渤海靺鞨人とするが、当時靺鞨人には黒水靺鞨人・越喜靺鞨人・鉄利靺鞨人もおり、「○○計」はそのすべての人名に登場する。よって確実なのは聶利計が靺鞨人であることだけである。おそらく彼は朝貢にやってきて本魚符を賜わり、帰国時にそれを持って帰ったのであろう<sup>59)</sup>。以上が姚玉成氏の説で、シャフクノフ説よりも説得的である。

①9は、シドロヴィチによると、2011年にモンゴル国サンシャン市の南東約3、40km（ドルノゴビ県）で発見された青銅魚符（右符）で、長さは5cm、幅は1.8cm、重さは16g程度である。魚腹部に「合同」となり、平面部の刻文には「中郎霽莫遂州長史合蠟」とある。「合蠟」はトルコ語系の名(alp)で、「勇敢」「英雄」「豊か」の意であろう。「霽」は部族名と解され、そうすると「莫遂州」は地名のはずであるが、史料にみえない。史料には「霽」と「白霽」の族名がみえ、両者を同一部族とする説と、別々の部族とする説がある。いずれにせよ両者の居住地は近い。霽族は646年に唐に服属し、716年に別の州に移住させられ

ており、また690-705年には魚符でなく龜符が用いられたことから、本魚符は647-690年のものの可能性が高い<sup>60)</sup>。以上がシドロヴィチの説である。だが私見によれば、まず武周期以前に在京官以外が隨身魚符（姓名有り）を携帯したとは考えにくい。本魚符は朝貢魚符でもない。よって本魚符は武周期よりも後のものとみられる。またシドロヴィチも認めるように、「莫遂州」なる地名は存在しない。そもそも「州長史」には上州長史（従五品上）・中州長史（正六品上）・下州長史（正六品下）の別があり、隨身符の対象者は原則的に上州長史に限られる。上州は、武徳期以後に3万戸以上、開元18年以後に4万戸以上とされ、いずれにせよ出土地点付近に存在しない。「遂州」であれば、四川省重慶付近の行政単位として実在し、618年に遂州とよばれ、742年に遂寧郡と更名され、758年に遂州に更名され、貞観年間（627-649年）に12977戸、開元17-18年（729-730年）に37377戸、天寶1年（742年）に35632戸で、おそらく700年頃から730年頃までは上州に分類されていた。だが、遂州と①9の出土地ではあまりに距離がある。「莫遂州」は佚名の上州級の羈縻州であろうか。ちなみに「中郎霽莫遂州長史」の「中郎」は中郎將の略で、たとえば陝西省博物館蔵「契苾李中郎墓誌」や『千唐誌齋藏誌』下冊第798番目所引「唐故右龍武軍翊府中郎高府君墓誌銘」などに例がある<sup>61)</sup>。だが「中郎」と「州長史」の関係性は判然としない。当該符の刻文の語順はやや違和感を感じさせるもので、今後さらなる情報公開と検証が俟たれる。

②0は、新疆ウイグル自治区焉耆県にある博格達沁古城でみつかった龜符である。現在は巴州博物館（正式名称は巴音郭楞蒙古自治州博物館）に所蔵されており、筆者はこれを2019年8月に現地で確認した。比較的鮮明な図版が祁小山・王博編著『絲綢之路・新疆古代文化』に掲載されている<sup>62)</sup>。何休によると、1980年5月に新疆焉耆文物管理所が当該古城出土の文物を回収したおり、そのなかに開元通宝などとともに当該龜符があった。長さ4cm、幅2cm、厚さ0.4cm、重さ2gで、頭部には穴があいており、紐を通したとみられる。龜甲紋様は陰刻で、腹部には「同」字が陰刻されている。その用途は「起軍旅、易守長」のための割符（本稿でいう發兵符）である<sup>63)</sup>。以上の何休説のうち、当該龜符を發兵符とする点は疑問である。むしろ本稿での上記検討をふまえるならば、發兵符に個人の姓名がみえるとは考えにくく、当該



亀符は隨身符と解すべきであろう。博格達沁古城は唐代焉耆都督府の治所とされ、長方形で全長約3kmにおよぶ。<sup>64)</sup> 当該隨身符は亀符ゆえ、武周期の遺物で、博格達沁古城は武周期にも焉耆都督府として機能したとみられる。遺跡からは五銖銭・開元通宝・乾元通宝・大曆通宝・建中通宝が出土しており、建中年間(780-783年)まで機能したことは窺える。亀腹部には刻文があり、筆者が現物を実見したところ、全体は3行に分かれ、2行分は「右玉鈴衛將軍員外置」と釈せるようであるが、3行目の釈読は至難である。ベリヤエフとシドロヴィチは3行目を「阿史那伽利支」と訳している。<sup>65)</sup> 3行目に個人の姓名が入る点は間違いない。ここではとりあえずベリヤエフ・シドロヴィチの釈文を挙げておくと、断定はむずかしい。なお「玉鈴衛將軍」は光宅元年(684年)以来の名称で、<sup>66)</sup> すでに③の部分でのべたように、707年以後は「領軍衛」とよばれた。よって本魚符は、南衛を構成する玉鈴衛の「將軍員外置」に与えられたものと解される。『旧唐書』卷44職官志3「左右領軍衛、大將軍各一員。將軍各二員」、「將軍各二員」の注に「從三品」とある。

②は、キルギス共和国のアク・ベシム遺跡で発見された亀符である。当該遺跡は唐代の碎葉鎮に比定される。<sup>67)</sup> 当該亀符はアク・ベシム遺跡を構成する第1シャフリスタンと第2シャフリスタンのうち、両者の隣接領域(とくに第2シャフリスタン側)から出土した。これは2006年にカミシェフ・ミハイロヴィチ氏(ビシュケク市内の骨董店店主)が金属探知機で地表面を調査・発見したもので、正規の考古発掘調査を経て得られたものではなく、現在はミハイロヴィチ氏が所有している。筆者は2016年11月に当該骨董店を訪問し、許可を得て当該亀符の実見・調査・撮影を行なった。当該亀符に関しては孟憲実氏の研究が参考になる。すなわち、本符は亀形をしているので、武周期のものである。「豹韜衛」は684~705年に置かれ、それ以前と以後は「威衛」とよばれ、十二衛のひとつである。右郎將・左郎將は翊府を警護する属官で、中郎將の副として正五品上にあたる。「石沙陁」の「石」は石国(現ウズベキスタン首都タシケント付近)に由来し、「沙陁」は名である。またアク・ベシム遺跡は碎葉鎮で、碎葉鎮が武周に帰属したのは692年ゆえ、本亀符は692年以後に碎葉にもたらされたと考えられる。これより、本亀符は692~705年にアク・ベシムに駐在した異国人

軍官のもので、今日の「軍官証」にあたる。当時安西四鎮には「漢兵三萬」がいたが、石沙陁が石国人であることからわかるように、非漢人兵士もおり、石沙陁はそれを率いる蕃將のひとりであろう。<sup>68)</sup> 以上が孟憲実氏の見解である。たしかに「左豹韜衛翊府右郎將」は、孟氏の指摘どおり、正五品上の武官で、<sup>69)</sup> 本来隨身魚符の支給対象者に含まれる。また「石沙陁」に関しては、名前とする孟憲実説以外に、「沙陁」を沙陀人とし、石敬瑭らの事例をふまえ、石氏は沙陀人によくみられる氏であるとするケンジャーフメト氏の説がある。<sup>70)</sup> だが後説をとると、隨身亀符上に氏のみみえ、名がみえないことになるが、これは本稿で詳論したとおり、ありえない。ゆえに筆者は孟憲実説が妥当と考える。ここで唐代碎葉鎮史をふりかえると、碎葉は692~703年(705年までではない)に漢人勢力の支配下にあり、それ以降は突騎施の實質的支配下に組み込まれた。<sup>72)</sup> よって私見では、孟憲実氏説を一部修正し、本符を「692~703年に安西都護のもとで働いていた異国出身者の隨身亀符」と解する。なお、翊府は高級官吏の子弟が宿衛する部署で、玄宗期以前にはそこから流入(つまり在京職事の品官に昇格)するのが主たるエリートコースであった。<sup>73)</sup> 武周期には人心収集のため、辺境地域において異国出身者に「員外置」が濫授され、もはや宿衛の役割を果たしてはおらず、一種の名誉職にすぎなくなっており、石沙陁もその対象であったろう。後掲②とは異なり、②にはテュルク系の官号がないので、石沙陁は遊牧世界の有力者としてではなく、むしろタシケント出身のソグド系商人の有力者として「員外置」の地位を得たのかもしれない。

②は、2019年にアク・ベシム遺跡で発見された亀符である。ベリヤエフとシドロヴィチの報告によると、それは青銅製亀符で、縦4cm、横2cm、厚さ3cm、重さ12g程度であり、刻文がある。それは「Sazhitar-an, Supernumerary Commandant of the Standby Garrison of the Left Militant and Awesome Guard」と訳しうる。その発見場所は、①の魚符出土地点から1000-1200mの地点である。①②の出土地は近く、武周期に同一の出来事に巻き込まれて失われたとおぼしい。唐代軍事制度をふまえると、「左武威衛翊府中郎將員外置」の「武威衛」は十二衛のひとつで、その「翊府」を率いる「中郎將員外置」が本亀符所有者である。中郎將は正四品下ゆえ、隨身符の支給範囲に入る。光宅元年(684年)に「驍衛」は「武

威」に更名され、神龍元年（705年）に「驍衛」に戻る<sup>75)</sup>。亀符の使用期間は690-705年である。ベリヤエフとシドロヴィチの指摘通り、「颯支達干」の「達干」は「tarqan」の漢訳であろう。護雅夫氏によれば、「tarqan」は「達官」ともしるし、可汗（qayan）の行政幹部にあたる。可汗のもとには、版図の西部統括官（yabyu 葉護）と東部統括官（šad 設・殺）があり、その下位に俟斤（irkin）や頡利發（iltäbär）とよばれる有力部族長があり、「tarqan」とともに、族長（bäg）階級に属する。bäg（bäg）は、民（budun）<sup>76)</sup>や奴隸（qul）とは峻別されている。また内藤みどり氏によれば、「tarqan」は突厥碑文に散見する官名で、『周書』卷50異域列伝突厥列伝「大官有葉護、次沒（設）、次特勒（勤）、次俟利發、次吐屯發、及餘小官凡二十八等、皆世爲之」の「小官」のひとつと目される。ただし、突厥人以外にも「tarqan」とよばれる者はいた。また「tarqan」から葉護や可汗になった人物の例はない。よって「tarqan」は、正統阿史那氏以外の部族長や首長に与えられた官名である<sup>77)</sup>。以上の護説と内藤説をふまえると、②の受給者は族長（bäg）階級に属する「小官」の保持者であり、突厥人であるとは限らないといえよう。天山以北の遊牧国家における「tarqan」に関しては近年、さらに荒川正晴氏が詳細に検討している。それによれば、「tarqan」は可汗の側近官で、使者として外国（遊牧国家に属するオアシス小国家を含む）に派遣され、政治的に対外交渉役を担っていた。ソグド人が「tarqan」となる場合もあり、彼らは対外関係維持のために活躍すると同時に、個々人がその機会を活かして、主体的に対外交渉をする事例もあった<sup>78)</sup>。すると②は、唐と遊牧勢力の折衝役に与えられたものと解され、いわば両国友好の象徴のひとつであったともいえよう。「颯支」はその名前で、savci（通訳）を原語とするのではないか。武周が碎葉鎮を支配していた時期（692～703年）に、西突厥を率いて唐に与する者のうち、阿史那斛瑟羅は690～703年のいずれかの年に1度、もしくは2度にわたって中国内地へ遷徙し、碎葉付近では烏質勒の率いる突騎施が台頭しつつあった<sup>79)</sup>。烏質勒は本来阿史那斛瑟羅の翼下にあったが、699年に子を武周に入朝させ、703年には阿史那斛瑟羅を凌駕して碎葉一帯の覇権を握る<sup>80)</sup>。すると「颯支」は、阿史那斛瑟羅か烏質勒の一派ではないか。テュルク系の官号が刻されていない②とは異なり、②の「颯支」は遊

牧世界の族長クラスの「小官」のひとりであったと考えられる。

## おわりに

本稿では、まず文献に基づいて、隋唐時代における魚符と隨身魚符、亀符と隨身亀符の相異点について論じた。つぎに隨身符の伝世品や拓本について検討した。そのうえで、近年発見された魚符と亀符に注目し、一部を発兵符・州符・門符・朝貢符の魚符・亀符として分類し、一部を隨身魚符・隨身亀符として分類した。かくて2020年6月時点で、計16点の隨身符の例が得られた。本稿ではその歴史的背景について個別に分析を加えた。結果、文献の記載が、文物・拓本の分析結果と整合することが確認できた。すなわち隨身符は、唐代前半には高位高官（五品官以上）にのみ与えられ、武周期以後に「員外置」にも与えられるようになった。ただしいずれにせよ五品以下の者に隨身符が与えられた例はない。そもそも唐代の官吏定員総数は約37万に達し、そのうち95%は吏（吏、胥吏、職掌任、雑色人など）、5%は官（流内官や品官ともよばれる）で、五品官以上はさらに少ない。たとえば玄宗開元年間（713-741年）の事例を挙げると、一品から九品までの職事官は約18000人で、文官が80%を占める。そのうち在京職事官は2600余人で、五品以上は390人程度にすぎない。かりに員外置を含めたとしても、隨身魚符受給者の総数はきわめて少ない。それはまさにエリートの証であったわけである。

改めてそれらの発見場所を地図化すると、魚符・亀符が東ユーラシア世界の北半分に広がっていたことがわかる〔地図1〕。それらは、唐帝国の「痕跡」や「記憶」を物語る史料として注目される。魚符は古代日本でも用いられていたもので、今後遺物が発見されるかもしれない。その逆に、管見のかぎり、東ユーラシア世界の南半分では発見例がなく、その理由は判然としない。ちなみに近年発見された隨身符の例はほかにもあるようであるが、信憑性に疑問が残る（前掲隨身符も真贋問題は皆無でない）。今後も発見例は増えると期待されるが、扱いは細心の注意を払わねばなるまい。また近年発見された前掲隨身符は、正規の考古発掘によらないものが多く、具体的な出土地点や地層関係は不明である。金属探知機を用いて遺跡などで隨身符を発見する行為は、

出土物から考古学的文脈をはぎ取る行為であり、歴史に対する一種の暴力である。発見・報告された遺物があれば、私は研究者としてそれを看過することはできないけれども、隨身符に対する注目の高まりが安易な「宝探し」を助長しかねない点には、警戒が必要であろう。

註

- 1) 布目 2003:256-292。
- 2) 布目 2003:256-292。
- 3) Беляев и Сидорович 2012:282-287。
- 4) des Rotours 1952:1-148。
- 5) 布目 2003:256-292。
- 6) 呉・劉 2014:26-28 も姓名の刻まれていない伝佩を隨身符とする。
- 7) 朱 2018:70。
- 8) 孟 2017:65-66。
- 9) 一曰銅魚符、所以起軍旅、易守長（兩京留守、若諸州・諸軍・折衝府・諸處捉兵鎮守之所及宮總監、皆給銅魚符）。二曰傳符。……三曰隨身魚符、所以明貴賤、應徵召（親王及二品已上散官・京官文武職事五品已上・都督・刺史・大都督府長史・司馬・諸都護副都護、並給隨身魚符）。……魚符之制、王畿之内、左三右一。王畿之外、左五右一（左者在內、右者在外、行用之日、從第一爲首、後事須用、以次發之、周而復始）。大事兼敕書（替代留守軍將、及軍發後更添兵馬、新授都督・刺史及改替・追喚別使、若禁推、請假敕許及別敕解任者、皆須得敕書）。小事但降符函封、遣使合而行之（應用魚符行下者、尚書省綠敕牒、門下省奏請、仍預遣官典就門下對封、封內連寫敕符、與左魚同函封、上用門下省印。若追右符。函盛封印亦準此）。……隨身魚符之制、左二右一。太子以玉、親王以金、庶官以銅（隨身魚符、皆題云某位姓名。其官只有一員者、不須著姓名。即官名共曹司同者、雖一員、亦著姓名。隨身者、仍著姓名、並以袋盛。其袋、三品已上飾以金、五品已上飾以銀、六品已下守五品已上者不佩魚。若在家非時、及出使別勅召檢校、並領兵在外、不別給符契、若須迴改處分者、勘符同、然後承用）、佩以爲飾。刻姓名者、去官而納焉。不刻者、傳而佩之（若傳佩魚、皆須遞相付、十日之內申報禮部）。木契之制……。
- 10) 『旧唐書』卷43職官2符宝郎条「三曰隨身魚符、所以明貴賤、應徵召」、『新唐書』卷24車服志「隨身魚符者、以明貴賤、應召命、左二右一、左者進內、右者隨身。皇太子以玉契召、勘合乃赴。親王以金、庶官以銅、皆題某位姓名。官有貳者加左右、皆盛以魚袋。三品以上飾以金、五品以上飾以銀。刻姓名者、去官納之。不刻者傳佩相付」。
- 11) 初高祖入長安、罷隋竹使符、班銀菟符、其後改爲銅魚符、以起軍旅、易守長。京都留守・折衝府・捉兵鎮守之所、及左右金吾・宮苑總監・牧監皆給之。……宮殿門・城門、給交魚符・巡魚符。左廂・右廂給開門符・閉門符。……

蕃國亦給之……。

- 12) 上記史料には「畿内三左一右、畿外五左一右」とあり、布目氏は「畿内は左魚が三、右魚が一、畿外は左魚が五、右魚が一あり、左魚は中央の門下省下の符宝郎が管掌し、右魚は地方で保管する。……左右の数が異なっているのも唐の銅魚符の特徴である。地方にある右符が、畿内・畿外共に一であることは、命令が中央より発せられる場合に用いられるから、地方では勘合する為の一個の右符があればよいというのであろうが、地方の右符に合う中央の左符が数個あるのは、魚符の勘合という性質より見て不思議な点である」とする。また遺物の右符に「第三」・「第四」との刻文があるとし、文献側に問題があるとする（布目 2003:264）。それでは、ある地方官衙に「第一」から「第五」までの銅魚符がある場合、中央政府にそれと対応する銅魚符が5枚ずつ（この場合は合計25枚）存在すると考えるのはどうか。銅魚符が用いられる上述の場合をみると、たとえば中央政府は地方長官に同時に複数の命令を下す場合があり、しかも使者を派遣した直後に、改めて「別敕」を下す場合もありうるのであり、だからこそ中央朝廷には複数の銅魚符のスペアが保管されている。また畿内よりも畿外の場合に多くの銅魚符を中央政府に保管せねばならない理由は、使者の往復に時間がかかるからであり、そのために中央に多くのスペアがあるのではないか。
- 13) 北衛に関しては林 2011:47-64 等をはじめとする林美希氏の一連の研究が、南衛の軍制に関しては気賀澤 1999:267-445 が参考になる。
- 14) 折衝府の等級と人員数に関しては濱口 1966:3-83、気賀澤 1999:320-380。
- 15) 折衝府の官員構成に関しては濱口 1966:3-83、愛宕 1995:173-215。
- 16) 愛宕 1976:243-274。
- 17) 『旧唐書』卷44職官志3「魏武爲丞相、有武衛營。隋採其名、置左右武衛府、有大將軍。光宅改爲左右鷹揚衛、龍朔復也（『通典』卷28や『唐六典』卷24は「神龍元年復」に作り、それが妥当）」。
- 18) 『唐六典』卷24諸衛左右武衛条「左・右武衛、大將軍各一人、正三品。將軍各二人、從三品」。
- 19) 「右武衛將軍柳公神道碑」。
- 20) 布目 2003:275。
- 21) 孟 2017:69。
- 22) 『元和姓纂』卷5「阿伏干」条に「改爲阿氏」、『古今姓氏書辨證』卷12「阿伏」条に「後魏阿伏氏改爲阿氏」とあり、両書は「阿伏」を北魏の氏とする。一方、『通志』卷28氏族略第4「阿氏」条注「『風俗通』伊尹爲阿衡。支孫以官爲氏。又『河南官氏志』阿伏氏及阿賀氏並改爲阿」は伊尹以来の漢人姓と解するごとくであるが、これは牽強付会である。
- 23) 『旧唐書』卷42職官志1「武德七年定令……次天策上將府。次左右衛・左右驍衛・左右領軍・左右武候・左右監門・

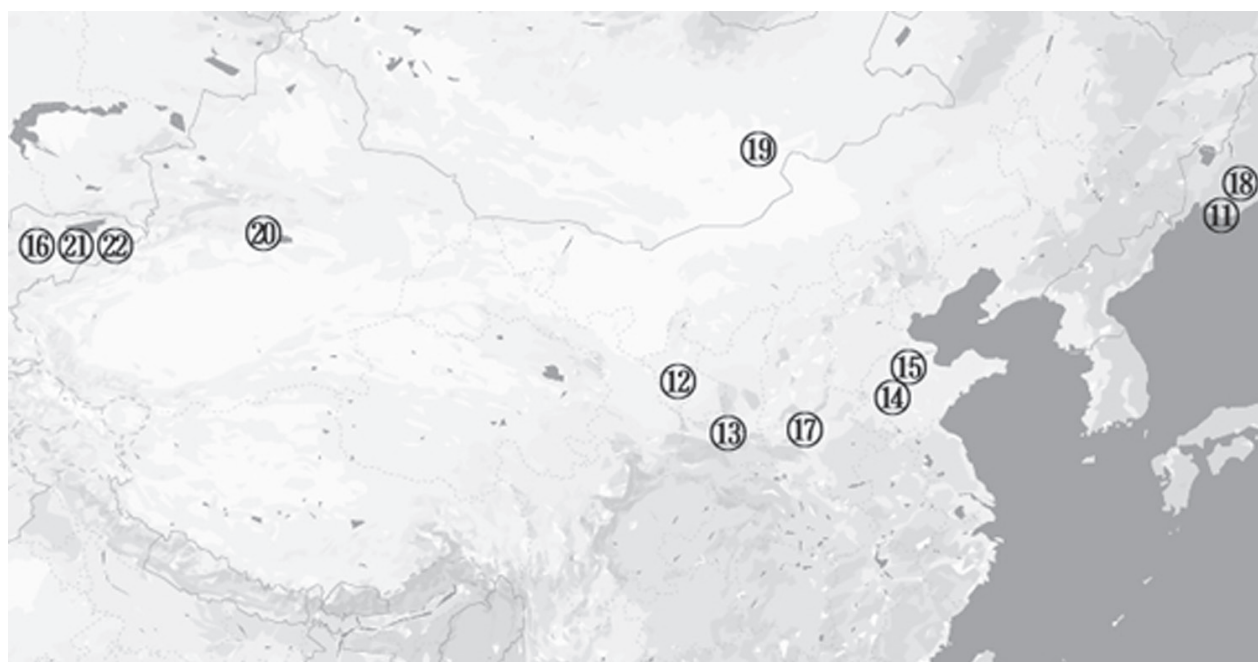


- 左右屯・左右領、爲十四衛府。……龍朔二年二月甲子、改百司及官名。……左右衛府・左右驍衛府・左右武衛府並除「府」字。左右屯衛府爲左右威衛、左右領軍衛爲左右戎衛、武候爲金吾衛、千牛爲奉宸衛。……開元令移在下。門下侍郎・中書侍郎・舊班正四品上、大歷二年升。左右衛・左右驍衛・左右武衛・左右威衛・左右領軍衛・左右金吾衛・左右監門衛・左右羽林軍・左右龍武・左右英武六軍大將軍・左右千牛衛大將軍、自左右衛已下、並爲武職事官。
- 24) 『旧唐書』卷42職官志1「光宅元年九月……左右驍衛爲左右威衛。左右武衛爲左右鷹揚衛。左右威衛爲左右豹衛。左右領軍衛爲左右玉鈴衛。左右金吾衛依舊」。
- 25) 『旧唐書』卷44職官志3「煬帝改爲屯衛。國家改爲領軍衛。龍朔改爲戎衛。光宅改爲玉鈴衛。神龍後爲領軍衛」。
- 26) Беляев и Сидорович 2014 :276-284.
- 27) 朱 2018:66-73.
- 28) 『旧唐書』卷44職官志3本注「隋爲左右屯衛。龍朔改爲威衛。光宅改爲左右豹韜衛。神龍復爲威衛也」。
- 29) 松田 1987:174-184 頁、長澤 1979:262-290.
- 30) 『旧唐書』卷5高宗本紀下・咸亨元年条「吐谷渾全國盡沒、唯慕容諾曷鉢及其親信數千帳內屬、仍徙於靈州界」。
- 31) 『旧唐書』卷7中宗本紀神龍2年条「十二月己卯、突厥默啜寇靈州鳴沙縣、靈武軍大總管沙吒忠義逆擊之、官軍敗績、死者三萬」、『新唐書』卷4則天順聖武皇后本紀延載元年条「臘月甲戌、突厥默啜寇靈州」。
- 32) 開元二年閏二月敕、承前諸軍人多有借緋及魚袋者。軍中卑品此色甚多。無功濫賞、深非道理。宜敕諸軍鎮「但是從京借、並軍中權借者、並委敕封收取。待立功日、據功合德。即將以上者、委先借後奏。其靈武・和戎・大武・幽州鎮軍、赤水・河源・瀚海・安西・定遠等軍、既臨賊衛、事藉懸賞、量軍大小、各封金魚袋一、二十枚・銀魚袋五十枚。並委軍將、臨時行賞」（『唐會要』卷31所引『蘇氏記』）。
- 33) 馬 1987:329-339.
- 34) 『旧唐書』卷44職官志3「至隋始置左右衛・左右武衛・左右候・左右領軍・左右率府、各有大將軍一人、謂十二衛大將軍也。國家因之」。
- 35) 『旧唐書』卷42職官志1「武德七年定令……次天策上將府。次左右衛・左右驍衛・左右領軍・左右武候・左右監門・左右屯・左右領、爲十四衛府。……龍朔二年二月甲子、改百司及官名。……左右衛府・左右驍衛府・左右武衛府並除「府」字。左右屯衛府爲左右威衛、左右領軍衛爲左右戎衛、武候爲金吾衛、千牛爲奉宸衛。……開元令移在下。門下侍郎・中書侍郎・舊班正四品上、大歷二年升。左右衛・左右驍衛・左右武衛・左右威衛・左右領軍衛・左右金吾衛・左右監門衛・左右羽林軍・左右龍武・左右英武六軍大將軍・左右千牛衛大將軍、自左右衛已下、並爲武職事官」。
- 36) 『旧唐書』卷42職官志1「光宅元年九月……左右驍衛爲左右威衛。左右武衛爲左右鷹揚衛。左右威衛爲左右豹衛。左右領軍衛爲左右玉鈴衛。左右金吾衛依舊」。
- 37) 『旧唐書』卷44職官志3「煬帝改爲屯衛。國家改爲領軍衛。龍朔改爲戎衛。光宅改爲玉鈴衛。神龍後爲領軍衛」。
- 38) 李 2018:391.
- 39) 李 1999:44-45.
- 40) 周 2001:61-66.
- 41) 田 2010: 第8版、李 2012:53-54.
- 42) 羅振玉『增訂歷代符牌圖録』は「吳氏藏」と付記する。序文に「吳氏印統」が登場し、羅玉常編・吳元維校『秦漢印統』をさすとおぼしいが、『秦漢印統』に当該魚符は未収録である。
- 43) Беляев и Сидорович 2012:282-287.
- 44) 榎本 2008:74-93.
- 45) 姚 2017:129-144.
- 46) 石見 1998:356-383.
- 47) 『新唐書』卷24車服志「蕃國亦給之〔魚符〕。雄雌各十二、銘以國名。雄者進內、雌者付其國。朝貢使各齋其月魚而至、不合者劾奏」、『唐會要』卷100雜錄故事「西蕃諸國通唐使處、悉置銅魚。雄雌相合、各十二隻。皆銘其國名、第一至十二。雄者留在內、雌者付本國。如國使正月來者、齋第一魚。餘月準此。閏月齋本月而已。校其雌雄合、乃依常禮待之。差謬則推按聞奏。至開元一十六年十一月五日鴻臚卿舉舊章奏曰「近緣突騎施背叛、蕃國銅魚多有散失。望令所司復給」。
- 48) その式次第に関しては、石見 1998:413-500.
- 49) 榎本 2008:90.
- 50) 柿沼 2020:173-203.
- 51) 内藤 1988:1-21.
- 52) 『旧唐書』職官志「太僕寺、龍朔改爲司馭寺、光宅爲司僕寺、神龍復也。卿一員、從三品。龍朔爲司馭正卿、光宅曰司僕卿、神龍復也。少卿二人、從四品上。卿之職、掌邦國廐牧・車輿之政令、綵乘黃・典車之屬」、『唐六典』卷17太僕寺条注「龍朔二年改爲司馭寺正卿、成亨中復舊。光宅元年改爲司僕寺、神龍元年復故」。
- 53) 洛陽 2016:19-22.
- 54) 孟 2017:325-336.
- 55) 胡・榮 2012:418-419.
- 56) Ebrey 1978:1-240.
- 57) 柿沼 2020:173-203.
- 58) Шавкунов 1989:267-270.
- 59) 姚 1993:48-50.
- 60) Сидорович 2016:198-202.
- 61) 石見 1998:205-225.
- 62) 祁・王 2008:144.
- 63) 何 1984:30.
- 64) 張 2012:179-180.
- 65) Беляев и Сидорович 2014:279.
- 66) 『旧唐書』卷42職官志「光宅元年九月……左右驍衛爲左右威衛。左右武衛爲左右鷹揚衛。左右威衛爲左右豹衛。左右領軍衛爲左右玉鈴衛。左右金吾衛依舊」。

- 67) アク・ベシム遺跡に関する歴史的背景については柿沼 2019:43-59。
- 68) 孟 2015:81-91。
- 69) 『旧唐書』卷44職官志3「左右威衛（隋爲左右屯衛。龍朔改爲威衛。光宅改爲左右豹韜衛。神龍復爲威衛也）。大將軍各一員（正三品）。將軍各二員（從三品）。……翊府中郎將・左右郎將・錄事・兵曹・校尉・旅帥・隊正・副隊正（人數・品秩皆如左右衛之親府）」『旧唐書』卷44 職官志3 武官左右衛条「左右郎將各一人（正五品上）」。
- 70) 肯 2017:56-57。
- 71) 柿沼 2019:43-59。
- 72) 柿沼 2019:43-59。
- 73) 愛宕 1976:243-274。
- 74) Belyaev and Sidorovich 2020:41-53。
- 75) 『新唐書』卷49百官志上十六衛条本注「龍朔二年、左右衛府・驍衛府・武衛府皆省「府」字、左右威衛曰左右武威衛、左右領軍衛曰左右戎衛……。咸亨元年、改左右戎衛曰領軍衛。武后光宅元年、改左右驍衛曰左右武威、左右武衛曰左右鷹揚衛、左右威衛曰左右豹韜衛、左右領軍衛曰左右玉鈐衛」。
- 76) 護 1967:94-160、内藤 1988:130-175。
- 77) 内藤 1988:389-390。
- 78) 荒川 2016: 13-23。
- 79) 阿史那斛瑟羅の内遷時期とその理由には諸説ある。内藤 1998:305-334 参照。内藤氏自身は690年と703年の2回にわたって内遷したとする。
- 80) 内藤 1998:305-334 参照。

## 引用文献

- 日文（五十音順）
- 荒川 2016 荒川正晴「西突厥汗国の Tarqan 達官与粟特人」（榮新江・羅富主編『粟特人在中国』上冊、科学出版社、2016年、13-23頁）
- 石見 1998 石見清裕『唐の北方問題と国際秩序』（汲古書院、1998年、1-557頁）
- 榎本 2008 榎本淳一『唐王朝と古代日本』（吉川弘文館、2008、1-283頁）
- 愛宕 1976 愛宕元「唐代における官蔭入仕について——衛官コースを中心として——」（『東洋史研究』第35巻第2号、1976年、243-274頁）
- 愛宕 1995 愛宕元「唐代府兵制の一考察——折衝府武官職の分析を通して」（中国中世史研究会編『中国中世史研究続編』京都大学学術出版会、1995年、173-215頁）
- 柿沼 2012 柿沼陽平「唐代安西四鎮関連遺址踏査記——中国新疆ウイグル自治区・キルギス北部・ロシアウラジオストク——」（『帝京史学』第35号、2020年、173-203頁）。
- 柿沼 2019 柿沼陽平「唐代碎葉鎮史新探」（『帝京大学文化財研究所研究報告』第18集、2019年、43-59頁）
- 気賀澤 1999 気賀澤保規『府兵制の研究』（京都大学出版会、1999年、1-445頁）
- 姚 2017 姚晶晶「『諸道勘文神鏡』所引『唐曆』新出逸文の紹介と検討——唐代の銅魚符制度を中心に——」（『関西大学東西学術研究所紀要』第50号、2017年、129-144頁）。
- 内藤 1988 内藤みどり『西突厥史の研究』（早稲田大学出版部、1988年、1-455頁）



地図 1. 魚符・隨身符の発見場所（⑭⑮⑰以外は現地出土）



- 長澤 1979 長澤和俊「唐末・五代・宋初の靈州」（『シルク・ロード史研究』国書刊行会、1979年、262-290頁）。
- 布目 2003 布目潮瀨「唐代符制考——唐律研究（二）——」（『布目潮瀨中国史論集』上巻、汲古書院、2003年、256-292頁）。
- 濱口 1966 濱口重國「府兵制から新兵制へ」（『秦漢隋唐史の研究』上巻、東京大学出版会、1966年、3-83頁）
- 林 2011 林美希「唐代前期宮廷政変をめぐる北衙の動向」（『史観』第164冊、2011年、47-64頁）
- 松田 1987 松田壽男「漠南路——いわゆる「蒙疆」の歴史性について——」（『松田壽男著作集』4、六興出版、1987年、174-184頁）
- 護 1967 護雅夫「古代チュルクの社会構造」（『古代トルコ民族史研究』山川出版社、1967年、94-160頁）
- 李 2018 李宇一「中唐期における左・右神策軍に関する一考察」（『関西大学東西学術研究所紀要』第51輯、2018年、391頁）
- 李 1999 李晶「唐代銅制魚符」（『收藏家』1999年第6期、44-45頁）
- 中国語（ピンイン順）
- 何 1984 何休「新疆焉耆漢—唐古城出土唐龜符」（『文物』1984年第10期、30頁）。
- 胡・榮 2012 胡朝・榮新江主編『大唐西市博物館藏墓志』北京大学出版社、2012年、1-1088頁）。
- 肯 2017 肯加哈買提・努爾蘭（Nurlan Kenzheakhmet）『碎葉』（上海古籍出版社、2017年、1-317頁）
- 李 2012 李莉「別致之唐代銅魚符」（『尋根』2012年第5期、53-54頁）。
- 洛陽 2016 洛陽市文物考古研究院（屈昆傑・趙曉軍）「洛陽新區香山路唐墓發掘簡報」（『洛陽考古』2016年第4期、19-22頁）。
- 馬 1987 馬得志「唐長安城發掘新收穫」（『考古』1987年第4期、329-339頁）
- 孟 2015 孟憲実「唐碎葉故城出土“石沙陁龜符”初探」（『西域文史』第10輯、2015年、81-91頁）
- 孟 2017A 孟憲実「略論唐朝魚符之制」（『敦煌吐魯番研究』第17巻、2017年、59-73頁）
- 孟 2017B 孟憲実「唐崔万石の墓誌与魚符」（『唐研究』第23巻、北京大学出版社、2017年、325-336頁）。
- 祁・王 2008 祁小山・王博編著『絲綢之路・新疆古代文化』（新疆人民出版社、2008年）。
- 姚 1993 姚玉成「俄羅斯尼古拉耶夫斯克遺址出土魚形青銅信符考実」（『北方文物』1993年第3期、48-50頁）。
- 田 2010 田茂磊「唐代銅魚符」（『中国文物報』2010年3月3日第8版）
- 呉・劉 2014 劉呉珊珊・劉玲清「唐魚符考論」（『黑龍江史志』2014年第19期、26-28頁）
- 張 2012 張平「唐代龜茲軍鎮駐防史迹的調查与研究」（『龜茲学研究』第5輯、2012年、179-180頁）。
- 周 2001 周曉薇「唐折衝府考校補拾遺三統」（『中國歷史地理論叢』第16巻第3輯、2001年、61-66頁）。
- 朱 2018 朱誥「武周“右豹韜衛懸泉府第二”魚符的發見与考釈」（『形象史学』2018年第1期、66-73頁）。
- 英語（アルファベット順）
- Belyaev and Sidorovich 2020 Belyaev, Vladimir A. and Sidorovich, Sergey V.. “Tang Tallies of Credence Found at the Ak-Beshim Ancient Site.” *Numismatique Asiatique: A Bilingual French-English Review* 33 (March 2020): 41-53.
- Ebrey 1978 Ebrey, Patricia B.. *The Aristocratic Families of Early Imperial China: A Case Study of the Po-ling Ts'ui Family*. Cambridge: Cambridge University Press, 1978. 1-240.
- ロシア語（五十音順）
- Шавкунов 1989 Шавкунов, Владимир Э.. Бронзовая верительная бирка в виде рыбки из Николаевского городища. *Советская археология* 1. (1989): 267-270.
- Беляев и Сидорович 2012 Владимир А. Беляев (Vladimir A. Belyaev) и Сергей В. Сидорович (Sergey V. Sidorovich). “Танская верительная бирка для посланцев Тюркешского каганата.” *Общество и государство в Кутане: XLII научная конференция* 6. Том 1. (2012): 282-287.
- Беляев и Сидорович 2014 Владимир А. Беляев (Vladimir A. Belyaev) и Сергей В. Сидорович (Sergey V. Sidorovich). “Танская верительная бирка для представителя племени тели.” *ПОЛУТРОПОС. Сборник научных статей памяти Аркадия Анатольевича Молчанова (1947–2010)*. Москва: Индрик, 2014. 276-284.
- Сидорович 2016 Сергей В. Сидорович (Sergey V. Sidorovich). “Танская верительная бирка для представителя племени си 雷, найденная в Монголии.” *Эпиграфика Востока* 32. (2016): 198-202.
- フランス語（アルファベット順）
- des Rotours 1952 des Rotours, Robert. “Les insignes en deux parties (fou 符) sous la dynastie des T'ang (618-907).” *T'oung Pao Second Series* 41. (1952): 1-148.
- 付記
- 本稿は、公益財団法人平山郁夫シルクロード美術館海外調査2017年度研究助成（研究課題「キルギス出土漢文史料の研究」）と公益財団法人文化財保護・藝術研究助成財団2018年度研究助成（研究課題「中央ユーラシア出土の符の研究」）に基づく研究成果の一部である。本稿執筆にあたり、多くの研究者の御助言と御協力を得た。唐代軍制に関して林

美希氏（早稲田大学教育・総合科学学術院）より御教示を得た。キルギスのアク・ベシム調査に際しては、帝京大学文化財研究所の山内和也氏に多大な御助力を得た。ウラジオストクの調査に際しては、ロシア科学アカデミー極支部考古博物館所長ユーリ・ニキティン氏（Nikitin Yuri Gennadievich）に御助力を賜わり、かつ隨身魚符の写真（図16）も御提供いただいた。新疆ウイグル自治区とそこで出土した隨身符に関しては、調査の過程で、王震中先生（中国

社会科学院歴史研究所）と王博氏（中国社会科学院歴史研究所）にも尽力いただいた。隨身符の写真（図11、14、17、20）は、ウラジミール・ベリャエフ氏（Vladimir A. Belyaev）とセルゲイ・シドロヴィチ氏（Sergey V. Sidorovich）より御提供いただいた。本稿全体に対しては、吉田豊氏と荒川正晴氏からも有益な助言をいただいた。とくに「纈大利發」が iltäbäl にあたる点は荒川氏、颯支が savci にあたる点は吉田氏の御教示による。以上の方々に深甚に謝する。



